

品川介護福祉専門学校修学資金貸付審査委員会設置要綱

制定 平成 7年 4月 1日

改正 平成18年11月8日

改正 平成21年3月31日 要綱第221号

改正 平成27年3月31日 要綱第282号

(設置)

第1条 品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付および返還等について適正な運営を図るため、品川介護福祉専門学校修学資金貸付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 修学資金の貸付を希望する者の選考に関すること。
- (2) 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例第2条第1号に定める指定福祉施設の認定に関すること。
- (3) 修学資金の返還方法に関すること。
- (4) その他品川介護福祉専門学校修学資金貸付審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたこと。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から区長が任命または委嘱する委員で組織する。

- (1) 品川区福祉部長
- (2) 品川区高齢者福祉課長
- (3) 品川介護福祉専門学校校長
- (4) 品川区社会福祉協議会事務局長

(委員長)

第4条 委員長は、品川区福祉部長をもってあてる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- (1) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (2) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 会議の運営について必要の事項は、委員会に諮り委員長が定める。

(委任)

第6条 この要綱を定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は福祉部長が定める。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。